

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
行政相談	2月4日(月) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
巡回行政相談	2月19日(火) 13:00~15:00	高宮出張所	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
うつ病相談	2月21日(木) 13:30~16:30	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	うつ病はすべての人に起こりうる身近な問題です。心に不安を持つ本人および家族の相談に応じ、医療・保健・福祉の側面から個別に援助を行います(予約制)
こころの健康相談	2月22日(金) 13:30~16:30		こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
アルコール相談	2月28日(木) 14:00~16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
行政書士無料相談会 経営開業相談	2月8日(金) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	株式会社、NPO法人、社会福祉法人などの設立、店などの開業についての相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
登記表示登記相談	2月15日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 電話による予約制(受付は、2月6日(火)8:30から先着6人) ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
日曜納税相談	2月17日(日) 10:00~16:00	☎納税課 ☎22-9379	毎月1回、日曜日に納税相談窓口を設けて、納税についての相談を受け付けます
人権相談	2月20日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
障害者相談	2月20日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課☎27-9981 FAX26-1767
滋賀弁護士会 法律相談	2月22日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、2月13日(火)8:30から先着6人) 相談料：1回5,250円(相談日当日にお支払いください) ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウィズ」 (福祉保健センター前)	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関する事など、さまざまな相談に応じます
男女共同参画ウィズ相談室 こころの悩み相談	2月25日(月) 13:00~16:00	相談専用ダイヤル ☎21-5757	臨床心理士が、心のさまざまな相談に応じます(予約制) 申込は水・木・金曜日(13:00~16:00)に、相談専用ダイヤルへ
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会☎22-2821 FAX22-2841
子どもと親の悩みの 相談電話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	☎教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます(電話相談)
彦根市立病院 医療相談	毎月第1・3木曜日 9:00~12:00	彦根市立病院2階 医療相談室 ☎22-6050	受診や療養など、市民の医療に関する相談に、担当の医療ソーシャルワーカーと看護師が応じます

市立病院の診療科を紹介します

今年も、もつすぐ花粉症の季節がやってきます。この地域でも、2月中旬頃から飛散が始まりそうです。花粉症は、飛散の2週間ほど前から初期治療を始めるなど、症状を軽減できるとされています。花粉症でお悩みの人は、早めに相談してみてください。

このほか、耳鼻いんこう科では、難聴や中耳炎、副鼻腔炎などの患者さんを多く治療しています。また、まだ、なじみが薄いかも知れませんが、頭頸部外科として、咽喉頭、頸部の病気も診療しています。甲状腺腫瘍や喉頭癌など、進行しないと症状が出にくい腫瘍もあるため、定期的に健診を受けることをお勧めします。検査については、エコーや喉頭ファイバーなどで簡単にスクリーニング

病院をのぞいてみよう

第17回 耳鼻いんこう科

市立病院企画経営課
☎22-6050番、
FAX26-0754番



できます。こういった頸部の腫瘍に対しても、手術や放射線治療に積極的に取り組んでいます。

次に、耳鼻いんこう科で扱う、主な症状(病気)を紹介いたします。

耳 耳痛(中耳炎、外耳炎など)、難聴(中耳炎、突発性難聴など)、めまい(メニエール病など)、耳内異物

鼻 鼻汁、鼻閉(アレルギー性鼻炎、副鼻腔炎など)、一性鼻炎、副鼻腔炎など

咽喉頭 咽喉痛(扁桃炎など)、咽喉異常感(咽喉炎、腫瘍など)、声がれ(声帯ポリープ、腫瘍など)

頸部 頸部腫脹(炎症、リンパ節腫脹、甲状腺腫瘍、唾液腺腫瘍など)

その他 顔面神経麻痺、睡眠時無呼吸症候群など

動く図書館 たちばな号

巡回日程【2月後半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
15日(金)	清崎町浄宗寺 亀山ニュータウン 日夏ニュータウン第2期集会所前	13:30 14:20 15:10
19日(火)	開出今菅原神社 蔵の町団地中央 開出今第2団地(市立病院前)	13:20 14:10 15:00
20日(水)	平田町大沢高岸B公園 西今町松田団地 西若葉小伊庭東門	11:00 13:20 14:10 15:00
21日(木)	稲里町公民館 稲枝地区公民館前	13:30 14:20 15:10
22日(金)	千鳥ヶ丘会館 岡町東光寺 平田町明照寺	13:15 14:00 14:50
26日(火)	大藪三農業倉庫 中敷一丁目白山神社	13:20 14:10 15:00
27日(水)	新海町公民館 本田附町公民館	13:30 14:20 15:10
29日(金)	普光寺町(東ノ辻広場) 彦富町公民館 金沢町公民館 港屋駐車場	11:00 13:10 14:00 14:50

図書館休館日 18日(月)、25日(月)、28日(水)
2月後半

し尿収集予定日 2月後半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

※臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。



- 18日(月) 日夏、亀山地区、稲枝(西)、肥田(西肥田を除く)、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、金沢(金沢団地)、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、野良田
- 19日(火) 鳥居本地区、日夏、亀山地区、稲枝(東)、稲部(稲部、稲部東)、柳川、上西川、下西川、上石寺、下石寺、稲里、肥田(西肥田)
- 20日(水) 鳥居本地区、岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、大橋、元岡、沼波、日夏、亀山地区、肥田(西肥田)、金沢(林、中下、長江)
- 21日(木) 鳥居本地区、東沼波、大堀、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、日夏、亀山地区、稲部(稲部南)、金沢(林、中下、長江)
- 22日(金) 鳥居本地区、河瀬地区、金田、上岡部、下岡部、彦富、稲部(稲部南)
- 25日(月) 鳥居本地区、古沢、松原(四ツ川を除く)、高宮地区、河瀬地区、彦富
- 26日(火) 河瀬地区、高宮地区、亀山地区、彦富(笹田団地)
- 27日(水) 河瀬地区、高宮地区、亀山地区
- 28日(木) 河瀬地区、高宮地区
- 29日(金) 河瀬地区、高宮地区

市・県民税、所得税 申告のときにご注意ください

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書

「広報ひこね」平成19年11月1日号、12月1日号でお知らせしたように、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は申告が必要です。給与収入のみで確定申告をしない人は、3月17日(月)までに源泉徴収票を添付して国税務課へ郵送してください。また、確定申告をする人は、確定申告時に添付して、3月17日(月)までに税務署へ提出してください。

申告用紙が手元がない人は、彦根市ホームページからダウンロードできるほか、希望者には送付します。

て計上する方法でした。しかし、平成19年4月1日以降に取得したものに付いては、取得価格に直接償却率をかけたものを経費とすることになります。

※平成19年3月以前に取得しているものは、従来の方法で計算します。

②減価償却費として計上できない額の変更
これまでは、取得価格の5%は減価償却費として計上できませんでしたが、平成19年4月以降の取得分から、計上できない額は1円となりました。

※平成19年3月以前に取得しているものは、取得価格の5%まで償却したら、平成20年分申告以後5年間で1円まで均等償却します。

問い合わせ先 国税務課 ☎306140番、FAX22-13098番

農業所得、事業所得、不動産所得のある人はご注意ください 減価償却費の制度が変わりました

平成19年分所得の申告時から、収支内訳書や決算書に計上する減価償却費の計算方法が改正されました。申告時にはご注意ください。

次に、定額法についての制度改正について説明します。定率法を選択している人は税務署(☎227640番)までお問い合わせください。

①平成19年4月以降に取得したものは計算方法が変わります
これまでは、取得価格の90%に「償却率」をかけたものを均等に経費とし

一部の高齢者は障害者控除が受けられます

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持たない人でも、次の場合、障害者控除が受けられます。ただし、障害者手帳を持っていない人が障害者控除を受けるためには、福祉事務所の認定が必要です。詳しくは国税務課までお問い合わせください。

認定の条件 65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていて6か月以上寝たきりの人など

問い合わせ先 国税務課 ☎23960番、FAX26-17688番